

ては、会議公開の原則のうち報道の自由が重要な意義を有するようになっている。

傍聴の自由は直接議会の審議状況を見聞するのであるが、議場の設備等に限界があるので、会議公開の目的は、報道の自由によって達せられるようになりつつある。

報道は、新聞、出版、ラジオ、テレビ、ニュース映画等その手段に制限はないが、しかし、報道のための取材行為が、議会運営を妨げるような場合は、制限をすることもできると解される。もつとも地方議会においては、議会運営委員会又は全議決委員会にかつて報道のための議場への入場を許可することとしているのが通常であるが、これらの許可は議会の議事の妨げにならない限り認めるべきものである。又、報道機関以外の一般傍聴人が傍聴席で写真や映画を撮影し、又は録音等することは、傍聴規則で原則として禁止され、特に議長の許可を得た者についてのみ認められているのが通常である。

会議録に関する件は後述するとして、とりあえず会議公開の原則についての一般的な検討をすめてみると、会議公開の原則を規定している法第一二五条の「議会の会議」とは、いわゆる本会議を指しているものであって、常任委員会及び特別委員会の会議は、当然には含まれないと解されている。ここで、委員会を公開する場合は、当該委員会が議場に設けられている。地方議会の場合は本会議場、市町村の場合は市町村議会館に設けられているが、いずれにせよ、本会議場とは異なる場所であることは明らかである。

うことにはならず、その秘密性原則に当たっては、会議公開の原則の例外をなすものであるから慎重を要する必要がある。

委員会の会議については会議公開の原則に関する規定（法第一二五条）が当然に適用されるものでないことは前述したところであるが、しかし、このことは趣意的にその会議を公開しないにすぎず、案件によっては外部に公表すべきものでないものを委員など議員を通じて漏れることについては、制約がないものである。これを制限するためにも、委員会条例において委員会の会議を秘密会とするための手続を規定する事があるもので、標準委員会条例（県・市）第二七条（町村）第一六条は、「委員会は、その議決で秘密会とすることができる」旨規定を定めている。なお、委員会は、議員のほか、委員長が許可を得た者が傍聴することができるので、本条の「秘密会」は、制限公開制のもので本来の秘密会の性格のほかに委員会の非公開を要する手段としての委員長の傍聴許可権に対する制限も含むものと解される。

委員会の秘密会において審議された案件のうち秘密にわたる事項を本会議で審議する場合、本会議を秘密会とすることが適当と解されている（昭三三・三・一八行委）。また、会議規則に「委員会の秘密会の議事は、何人も秘密性の維持する限り、他に漏らすことはならない」と規定されている場合でも当該議事を当該委員会の委員でない議員に漏らすことはしつがえないが、これを議員以外の者に漏らした場合には秘密漏えいとなる（昭四七・六・二二行委）こととされている。

が、このような状態のもとにおいて審議され、決定されたことを知りえない現状になりつつあるので、委員会の公開制について検討することが要請されている。

なお、地方議会における委員会は、「議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる」（標準委員会条例（県・市）第一六条（町村）第一五条）として、制限公開制が採られているのが通常である。委員会の公開は、委員会場の施設の面及び特定のグループによる審議圧力がなされるおそれがある。しかし、報道の自由という面からの公開制を積極的に考慮すべきものと考える。

ロ

会議公開の原則に対する例外として秘密会がある。

秘密会とは、議員及び関係者以外の者に公開しない会議をいうので、議事を秘密会にするには、議長又は議員三人以上の賛成により、出席議員三分の二以上の多数で議決しなければならないものとしている（法第一二五条）。

秘密会を開会するに議員三人以上の賛成を要するものとした趣意は、みだりに秘密会の発議をすることを防ぐためであって、議員三人以上の賛成がなければならぬという可決を要する必要があるものではない。むしろ、秘密会を開会するに反して、一人の議員に賛成して秘密会を開会する場合は、秘密会を開くことができない。したがって、秘密会を開会する場合は、議長及び議員の賛成が必要である。

二 会議録について

会議公開の原則の一つとして前述の他に「会議録の公表」がある。議会の会議において、議長は、議会の事務局長又は書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載せなければならぬ（法第一二三条）が、その具体的手続は会議規則に定められている。

会議録は、会議の次第を記録したものである。会議録の記載は会議の議事の効力を立証するための、最も重要な証拠と見られる資料である。したがって、その真正を確保するため、議長及び議会において定められた二人以上の議員が、これに署名するものとされている（法第一二三条）が、この署名は会議録の真正を確保するためのものであるから、会議録の作成はこの署名をまわって完了するものとすべきであるから、議長及び署名議員も会議録作成者としての職務を有するものと考える（大六、大審判）。

会議録が事実と異なる場合は署名議員は署名の義務はなく、会議録の訂正がなされれば署名を修正することができる（なお、結果的に署名がなされなかったとしても会議録としての効力自体は失われなければならないことは当然である。ただしその証拠力が問題となるものである）。会議録は会議の次第をありのままに記録しておくものであるから、たとえ本人が発言の取消しもしくは訂正をした部分又は法第一二九条の規定により議長が発言の取消しを命じた部分であっても原本はそのまま記載しおくべきものである（昭三三・三

・一〇(五)款。又、会議録の記載にあつては、直接発言の採録を禁止せしめ、間接発言は、発言を録した議員の書面による発言、秘密会の議事すべてを記載してはならないものとあり(同二六・六・二七(五)款)。ただ、記述するものとして作成する会議録は、秘密会の議事並びに議事録作成しを命じた発言等について記載し得るものとされている(議事録(五) 第二一五条(五)款、同二二二条(五)款)。

また、会議録の記載を、憲法第五七条による議事録作成と見れば、会議録作成は議長の定めるところによるものである。

会議録は、議事の経過及び結果を公的に記録し、会議の経過と結果を最も重要なる点に記述するものであるから、これを公開することは会議公開の原則から導かれる。すなわち、会議公開の原則が、会議の経過及び結果を公に公開することによって会議の公正を担保し、市民が議会の活動についての正確な知識を得て、その意見を表明の形で反映することや政策に意見を述べることが本質としてあり、それは事前にないものとせず、事後において行われるべきで、その意味で、会議録は公開されるべきものである。ただ、会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付請求を拒否した場合は、その田舎の自治能力に反して行われなければならないものとするが、その要求は必要と認められるものである。

したがって、一般に会議録の閲覧に拒否するものは、これを地方自治体の議会の委員の職務、あるいは市民の権利の範囲

とすべきであるといふことについて考慮して、次のようにする。

原告、会議録閲覧請求に関する原告裁判(昭五〇・四・一五(最高))が出たものであるが、本事件について地裁裁判からの覆視を必要とする。

① 原告裁判の要旨

原告裁判では、会議録が会議の経過を知る上で重要なものであること、憲法第五七条で、国会の両院について会議公開の原則を宣言することとこの徹底を促すため会議録の保存、公開及び頒布を両院に義務づけていること、地方自治が民主主義の源泉であること、を理由として普通地方公共団体の住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず、地方議会会議録の閲覧請求権を有する旨判断した(なお、会議録謄本の交付及び謄写請求については、立法政策上の問題として法令上の明文の規定を要する旨判断した)。

福島地方裁判所昭和四三年(行カ)第三三三号(福島地昭和四三年一月一七日)

(主 文)

被告が、昭和四三年三月二十九日付で、原告の被告に対する閲覧・目録記載の請求を拒否した地方議会会議録の閲覧請求を拒否した処分は、これを取り消す。

原告のその他の請求中、右会議録について、被告が原告の抄本交付請求を拒否した処分の取り消しを求める部分は棄却し、謄写および謄本の交付請求を拒否した処分の取り消しを求める部分は

却下する。

訴訟費用は、これを二分し、その一を原告の、その余を被告の負担とする。

(事 実)

第一 当事者双方の申し

原告は、「被告が、昭和四三年三月二十九日付で、原告の被告に対する閲覧・目録記載の請求を拒否した地方議会会議録(以下「本件会議録」という)の閲覧、謄写および謄・抄本の交付請求を拒否した処分は、これを取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。その判決を求め、

被告訴訟代理人は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。

第二 当事者双方の主張

一 請求の原因

1 原告は、福島県飯沼郡猪苗代町の住民で選挙権を有するものであるが、昭和四三年三月二十九日被告に対し、本件会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付を請求したところ、被告は、同日これを拒否した。

2 しかしながら、被告の右拒否処分は、原告の被告に対する地方議会会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付請求の権利を不当に侵害するもので違法であり、取り消さるべきである。

すなわち、

(1) 地方自治法は、普通地方公共団体の議会の会議は原則として

公開する旨定め(同法第一一五条第二項)そして、議長は、事務局長をして会議録を調製し、会議の次第および出席議員の氏名を記載せしめなければならない旨規定している(同法第一二三条)本公開の原則は、単に議会の議事を傍聴しうるだけでなく、その内容を記載した会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付を請求する各種権利を含むものと解すべきである。したがって、被告が、原告の閲覧請求を拒否処分したことは、原告の被告に対する閲覧請求権を不当に侵害するものであるから取消しを求めない。

(2) 取りこ、原告の右請求が認められないとしても、被告は、原告の右請求について、法令上これを拒否し得る旨の規定がないのに、これを拒否したのは権利の濫用であつて許されない。

(3) 被告は、昭和四〇年一月六日、猪苗代町電報株式会社に対し、町議会の会議録の抄本を交付しているのにもかかわらず、原告にはこれを交付しない。これは原告を差別して取り扱ったものであり、憲法第二四条および地方自治法第一〇条に違反する。

3 よって、被告が、原告の被告に対する本件会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付請求を拒否した各処分の取消しを求め、

二 被告の答弁

1 請求原因第一項の事実中、原告が猪苗代町の住民で選挙権を有することは認めるが、その他の事実は否認する。すなわち、国

昭和三年三月二九日、原告は、被告に対し本件会議録について閲覧、謄写および謄・抄本の交付を正任に請求したところはなく、右請求が許されるべきかを問いただしたはずもない。

二 同項二項の旨の主張は争う。会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付請求を許した法条の規定はなく、若苗代町議会の会議規則にも何ら規定がないので、原告は本件会議録の閲覧、謄写および謄・抄本の交付を請求する権利を有せず、したがって、被告は、これに抗する義務がない。もっとも、被告が会議録の抄本の交付を拒否している。

同項および同の主張は争う。

第三 立証(争点)

(理 由)

一 原告は、若苗代町の住民と選挙権を有していることは明かす間と争いがたい。

二 まず、原告が本件会議録の閲覧、謄・抄本の交付、謄写の各請求権を有するか否かについて順次検討する。

1 会議録閲覧請求権について、地方自治法は、右会議録の閲覧を許した規定はなく、若苗代町議会の会議規則にもこの点についての規定は存在しない。

ところで、普通地方公共団体の議会と議決される事項は、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定、地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金、手数料の徴収等地方自治法第六十二条に掲げられている事項のほかは、同法の他の各条および他の法律におい

から管轄に推測しうるものであって、右の目的を以ては会議録の閲覧にまだたゞればならぬことは明らかである。前示の憲法あるく、普通地方公共団体の議員やそこにありたいわけはな

らない。とくに地方自治法民主主義の源泉であることにかんがみると、議事の公開には、当然に会議録の閲覧請求権の承認を要するものと解するが相当である。(中略)若苗代町議会会議規則は、会議録の閲覧をより容易に行ないうると議院または町議会に義務づけたものと理解しうる。以上のとおり、地方自治法は、議会の会議について公開の原則を採用し、住民の権利保護に努めているのであるから、その趣旨を察察することなく、事なる文理解釈から、明文の規定がないという理由で、会議録の閲覧請求を制限すべきではなく、普通地方公共団体の住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず、会議録の閲覧請求権を有するものである。原告は、特段の事由がないから、原告の会議録の閲覧請求を拒否するといわなければならない。(中略)中の行政裁判例は、右判決に反する限りにあつて相当でないものである。ここに、

被告は、後記のように、議院または町議会が議決する事項は、原告が、抄本の交付を請求するところだが、まずいかなる議案が審議されたかは会議録を閲覧してみなければ、抄本を特定してその交付を請求することは至難であつて、このことから会議録の閲覧請求権を認めないわけとはいかない。また、被告は、会議録の閲覧により原本の毀損、散逸のおそれがあることを理由としているが、閲覧せしめるのは会議の原本で足り、しかも証人岡部隆雄の証

言とすれば、被告は、会議録の原本を二部作成するといふのであるから、そのうちの一を原告に提出することは甚だ容易なことであつて、右のおそれは全く杞憂にすぎない。

2 会議録抄本の交付請求権について、被告が議院として議決事項の抄本の交付を許していることはその自認するところであるから、原告は会議録抄本の交付請求権を有するといわなければならない。

3 会議録原本交付および謄写請求権について、議事公開の原則の対価は前示の限りにあつて必要にして十分であり、右の限をこえる部分はおつちら立憲政體の問題といふべきである。しかも、被告は、会議録抄本の交付を認めていることは前示のとおりであるから、原告としては必要な議案についての会議録抄本の交付請求すれば多くの場合ことは足り、また多少の難雑さはあつても、抄本の交付を介して原本の交付を受けたい同一の効果をうけうるのである。したがって、原告は本件会議録の原本の交付および謄写請求権を有しないといふべきであり、かりに被告のこれに対する拒否処分がなされたとしても、その拒否処分の取り消しの訴を提起することは許されないものといわなければならない。

三 次に、原告が、昭和三年三月二九日、被告に対し、本件会議録の閲覧および抄本の交付請求をし、被告が右請求を拒否したか否かについて判断する。

成立に争ひのない甲第六号証の二、第七号証、証人五十嵐武比

古の証言により真正に成立したものと認められる旨第一七号証、証人小沢明、同部事務員(修記信用しない部分を除く)、同五十五歳、古の古の古の証言、原告本人等間の書面を総合すると、次の事実を認めることができる。

原告は、昭和三十八年二月ごろから、口頭または書面で数回にわたり、被告に対し、猪苗代町議会会議録の閲覧、謄写および謄本の交付方を請求したが、被告は、法令上原告の各請求を許した規定がないから、原告は右請求権を有せず、結局右請求を許すか否かは被告の裁量に委ねられたものと解し、かつ、もし閲覧謄写を認めると、原本を返却し、あるいは複製するおそれがあるので、これを防止する意味もあり、しかも被告においてその必要を認めないという理由で、原告の各請求をその都度拒否してきた。しかし、原告は、被告の既々の拒否処分にもかかわらず、昭和四三年三月二九日、被告事務局に赴き、事務局長阿部静雄を通じて被告に対し、本件会議録の閲覧、謄写および謄本の交付を請求したところ、被告が同様の理由によりこれを拒否したので、本訴を提起し、その後も右請求を繰り返している。

証人阿部静雄の供述中には、昭和四三年三月二九日ごろ、原告が被告事務局を訪れ、事務局長阿部静雄に対し、会議録の閲覧、謄写および謄本の交付請求をしても、前事務局長時代から拒否しているので、今度も許可してくれないだろうと話しかけた程度で正式の請求はなく、謄本の交付については全く請求がなかった旨の供述部分があるが、前記各証拠に照らし、右供述部分は推定す

ることができず、他に前記認定を動かすに足りる証拠はない。

したがって、他に特段の事情の認められない本件においては、被告の本件会議録の閲覧請求を拒否した処分は違法であるから、その取り消しを免れない。

ところで、原告が、昭和四三年三月二九日、本件会議録について、謄本の交付請求をしたことは、前記認定のとおりであるが、原告人等間の結果によると、原告の右請求は本件会議録中どの部分の謄本であるかを特定せず、単に本件会議録の謄本を交付されたい旨請求したことが認められる。そうだとすると、かかる交付を求める会議録の部分の特定のない謄本の交付請求自体、謄本の交付請求の要件を欠くものであるから、原告の右請求は不当といわなければならない。

四 以上の次第により、その余の点について判断するまでもなく、原告が、被告の本件拒否処分中、本件会議録の閲覧請求についての取り消しを求める部分は正当であるからこれを認容し、謄本の交付請求についての取消しを求める部分は理由がないので棄却し、謄写および謄本の交付請求についての取り消しを求める部分はいずれも不適法であるからこれを却下し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九二条本文を適用して主文のとおり判決する。

(別紙目録参照)

② 仙台高等裁判所

①の判決について、議会は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する」との判決を求めて控訴した。

昭和四十九年七月三十一日、仙台高等裁判所は、原判決の理由をもって、被控訴人(町民)の会議録閲覧請求を正当として認容し、控訴人の控訴を棄却した。

仙台高等裁判所昭和四十六年(行三)第七号議会会議録交付請求事件(昭和四十九年七月三十一日)

(主 文)

本件控訴を棄却する。

訴訟費用は控訴人の負担とする。

(事 実)

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、主文と同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張および証拠関係は、次に記載するほかは原判決事実提示のとおりであるから、これをここに引用する(但し、原判決三枚目第八頁目に「第九号証」とあるのを「第七号証」と訂正する。)

(被控訴人の主張)

第一 本案前の主張(略)

第二 本案についての主張

(一) 控訴人主張の第二の事実中、議会会議録の謄本の交付について、法令事項に定めのないことは認めるが、その余の事実は否認する。

(二) 控訴人議会は、猪苗代町民でない、しかも被控訴人と係争中

である訴外猪苗代観光株式会社に対してはその請求により議事録謄本を交付したが、町民であり、右会社との訴訟の相手方である被控訴人には本件議事録の謄本の交付を拒絶した。これは法の下の平等に反する。

(三) 昭和一九年七月猪苗代町臨時議会が開催され、町有財産を担保として土地地区内にある国有林の払下を受ける案件が審議されたのであるが、右議会において議決された予算や物件の表示も、町当局が猪苗代町民に支払った代金の額、登記事項とが異なっており、このことは町議会議長、町長、町民等の責任、権限等の不正行為を疑わしめるものがあり、被控訴人は町民として当然その真相を究明する権利があり、そのための資料として本件謄本の交付を受ける必要がある。

(控訴人の主張)

第一 本案前の主張

一 略

二 本件控訴の提起について原判決言渡後控訴提起前に本件を特定して控訴人議会の議決を促したことはないが、

(略)

(四) 控訴人議会は、昭和四四年一月二七日の臨時議会において、別件である本件当事者間の福島地方裁判所昭和四四年(行三)第三号議事録閲覧等不作処分違法確認事件に関する控訴の提起について議決した際、被控訴人が控訴人を相手方として提起した議会会議録の謄本交付、閲覧等請求事件のすべて

にのびて上訴する旨の議決をした。従つて、本件上訴審は決定してはならないけれども、本件控訴の提起については既に前同日議会の議決を定めたのである。

① (経 由)

(理 由)

一 本案前の主張について

(1) 地方自治法一二三条とすれば、地方公共団体の議会の会議録の調製は議長の仕事とされているが、右会議録の調製はもとより、右会議録の保存、閲覧、謄抄本の交付に関する事項はすべて本会議が機関である議会の固有の事務であつて、議長は議会の事務の指揮者としてこれを処理する責任と権限を有するに過ぎないものである。従つて、本件の如き会議録の謄抄交付請求訴訟の処分は、本会議会の権限に属する事項であり、その処分は議決ではなく、議令その他のものとすべきである。

そして右処分は、その性質上公権力の行使にあたる行為であり、かつ、市民の権利義務に影響を及ぼすものであるから、議会によつてなされる一種の行政処分とみなすことはでき、その処分の取消を求むる訴は行政事件訴訟法三三条の抗告訴訟に属するものである。右訴については抗告訴訟に関する行政庁の当事者能力および被告資格を主張してこれを否定するのが相当である。

この場合、右訴においては議会の代表者たる議長が訴訟を提起することとなるが、地方公共団体の議会に、独立の法人を有

せず、いわゆる機関と性質を有するものであり、しかも合議体であるから、法々、社会等の通常の法人の場合と異なり、議会の権限に属する重要な法律行為を行うといつては、議会の意思(機関意思)を決定するなるその前庭議会の議決を必要とするものといふべく、議会自身が当事者とする訴の提起、上訴の提起は右にいう重要な法律行為にあたるものとすべきである。

(2) 本件記録によると、原告の正本は昭和四十六年六月二十九日控訴人に送達されたものであるところ、控訴人議会代表者兼金巻雄は本件控訴の提起を金巻雄に委任し、同年七月六日、本件控訴が提起されたことが認められ、本件控訴提起にあたり、本件を特定して控訴人議会の議決を定めたことのないことは、当事者間に争いのないところである。

(3) 控訴人は、第一章において被告として訴務するにつき控訴人議会の議決を経ている旨主張し、当審証人金巻雄の証言中には右に符合する部分が存在するけれども、本件においては右主張を証するに足る証拠が存在しないのみならず、右証言は成立に争いのない第七号証に記載された前議の経過、内容に照らして事情できかならざるものである。他に右主張にかゝる事実を肯定するに足る証拠はないから、右主張は採用の限りでない。

(4) ところで、前第七号証証人金巻雄の証言、および当審証人金巻雄の証言によると、控訴人議会は、本件控訴提起後である昭和四十六年八月二十七日開催の臨時町議会において、本件控訴の取下に関する議案を否決するところ、右提起にかか

る本件控訴を維持する旨の議決をしたことが認められる。右によれば、本件控訴の提起について、事前に控訴人議会の議決を経たといふことも、事後に控訴人議会は右控訴の提起を承認したものであるといふべく、民法四五四条、八七条の趣旨に準じ、右提起により本件控訴の提起は、右提起の時に遡つて有効となるものといふべきである。

(5) よつて、その余の点について判断するまでもなく、本件控訴の提起は適法といふべく、従つて被控訴人の本案前の主張は排斥されるべきである。

二 本案について

当裁判所も、被控訴人の本訴請求を正当として認容すべきである。その理由は、次の点を付するほかは、原判決の理由において認定するところであり、右説示をここに引用する。

- (1) 原告五枚目第七頁目の「議長」とあるのを「議会の代表者としての議長」と改める。
- (2) 同六枚目第二頁目の「これを」の次に「抗告訴訟」を挿入する。
- (3) 同八枚目五頁の末尾に「そして被控訴人に右のような趣意がある」といふだけでは、本件請求の交付を提起する理由となりえないことは自明の理である。」と付する。
- (4) 前審における証人調書の記載によつて右被告側を左右するに足らない。

三 よつて、右と原告の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから棄却することとし、民法三三八条、九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

③ 最高裁判決
④の判決を不服とした議会は、同年最高裁に上告し、昭和五〇年四月一五日上告棄却の判決がなされた。

昭和四十九年(行ツ)第九六号

(判 決)

福島県耶麻郡猪苗代町字土橋町六一番地

上 告 人 猪 苗 代 町 議 会

右代表者議長 佐 藤 光 信

右訴訟代理人金巻雄 岡 秀 夫

同 猪苗代町字土橋沢山七〇八三番の二

被 上 告 人 中 川 新 平

右当事者間の仙台高等裁判所昭和四十六年(行ニ)第七号議会の議決交付請求事件について、同裁判所が昭和四十九年七月三十一日言い渡した判決に対し、上告人から全部被棄を求むる旨の上告の申立があつた。よつて、当裁判所は次のとおり判決する。

裁判長裁判官 坂 本 吉 勝

裁判官 関 根 小 次

裁判官 天 野 武 一

裁判官 江 里 口 猪 雄

裁判官 高 辻 正 巳

(主 文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理 由)

上告代理人高岡秀夫の上告理由について。

原審の認定した事実関係のもとにおいて上告人のした本件拒否処分はその裁量権を著しく逸脱したものであるとして取消しを免れない旨の原審の判断は、正当であり、その過程に所論の違法はない。論旨は、すべて採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

(昭和四十九年(行)第九六号 上告人、議員代町議会)

上告代理人高岡秀夫の上告理由

第一点 原判決は地方自治法第二〇四条(議長の権限)の規定に違背するから破棄せられるべきものである。

一 地方自治法第二〇四条は「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議事を代表する」と規定されている。

而して右規定中「議会の事務を統理し」とは同法第二二三条にいう会議録の調製、報告を包含し、本件にいう議事録抄本の交付の拒否に就いての権限をも含むものと解されている。

即ち本件にいう議事録抄本交付の拒否は議長の裁量に委せら

れるものである。本件議事録抄本の交付請求の拒否については、この議長の事務統理上の裁量によつたものであるとして、被上告人の請求の趣旨使用目的を勘案して拒否している。

議事録の閲覧請求等交付等については、すべて議長の裁量に委せられて居りこれについての規定を欠くところである。

国会の場合憲法第五七条第二項において公開の原則を示し、第二項において之が為めに会議録の保存、公表および頒布を各議院の義務と定めているが、固よりその趣旨は地方自治法第二二三条によつても規定されているところである。

しかし乍ら閲覧請求等交付の交付については(交付と頒布は異なる)規定を欠くものである。

このことは地方自治法第二〇四条による議長の統理裁量を最大に尊重せねばならないことを示すものである。

従つて本件会議録の抄本交付(会議録の閲覧請求等を含む)請求のあった場合の議会の法律上の義務については立法を必要とし、原判決の如く、会議の公開の原則よりする会議録の保存公表頒布等の義務があるところから、之を抄本交付の義務に拡大することは許されないものと値する。

第二点 原判決は地方自治法に違背するものがあるから破棄せられるべきものである。

一 原判決は住民は会議録抄本の交付請求権を有するものと認定し、

その理由として、

第三三七号 議会の会議公開における若干の問題

れているところである。

右の議長の裁量に属する権限については、行政法上附与せられたものであるとして、裁判権の及ばない又介入を許さない固有の権限である。

二 原判決は第一審判決をその基本に於て認容し、議事録抄本交付請求権が被上告人(第一審原告)中川新平に存することを認め、之を拒否した議長の措置は、中川新平の会議録抄本交付請求権の行使を拒否するに足る特段の事情とは認め難く、他に右請求を拒否しなければならない特段の事情の存しない本件においては、裁量権を著しく逸脱したものであるといわなければならないからその取消を免れない。

としている。

三 原判決の判示する議長裁量権の逸脱運用という前に、そもそも地方自治法にいう議長権限の中の議長裁量権なるものを裁判所が介入し、裁量権の適、不適を取り上げて判断することが許されるか否かということが先づ検討せられなければならない。

原判決はこの点に就いて議事録抄本請求があれば、議員公開の原則上も当然に議長はその余の特段の事情がない本件にあっては、抄本交付の義務があると判断して裁判権の介入への合法的判断を向うとしている。

四 地方自治法第二〇四条にいう「議会の事務を統理し」とは、議会の権限保持、地方自治体の円滑な行政運営の促進を為したものであるとして最も尊重すべきものである。

「被上告人(第一審原告)が一定の手続に従い会議録抄本の交付を請求した場合、原則としてこれを交付すべきことと定めていることは当事者に争いがなく、被上告人が会議録抄本の交付を請求した以外はすべて請求とあり交付されていることが認められ、他にこれと争うべき点に足る証拠はないから、その交付が会議録の作成、保管の責任者である議長の裁量にかかるとしても、被上告人(第一審原告)が会議録の交付請求権を有することは明らかである」

としている。

二 右原判決の判示は、公法と私法とを混同し公法である地方自治法に違背するものである。

上告人が地方自治法上の権限ある機関として独立の権限を有するものであるから、被上告人との間に於ける法律関係は、私人間の契約とは異なり公法上の規定に拘束せられるところである。

原判決は「地方自治法において明文の規定がない以上立法政策の問題といふべきであつて、住民が法律上当然に会議録抄本の交付請求権を有するとはいえない」と判示し乍ら、当事者間において一定の手続に従い会議録抄本の交付を請求した場合、原則としてこれを交付すべきことと定めていることを重視して、当事者間に争いがなければ依り公法上の規定がなくとも交付請求権を行使せられれば、当該交付の請求権が発生するとの判示は、自ら公法を破棄する結果となるのみならず、住

市民の請求によつて公費が自由に充てられることに相當して不当である。

三 以上公法である地方自治法に規定のない事項に就いては、当事者間の意思に左右せられることなく、また交付請求権について明文のない以上、これは存在の認定は為すべきものでなく、敢てこれを否定した裁判は地方自治法に背するものといふべきである。

以上をたよると、裁判では一貫して福島地方裁判所判決を支持し、住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず、会費の閲覧請求権を有するところである。

ところで従来行政実例では、「……会費の閲覧に關しては法令にその規定がなから、会費規則において何らかの規定を設けていない限り……当然その要求はすべき法律上の義務はない」(昭二三・五・一二)又「……議長は会費公開の原則を考慮して裁量すべきである」(昭二九・一・二五)として会費の閲覧請求には、べき法律上の義務はなく、会費規則の定めるところによつて議長が裁量して決する性質のものであるとしている。

先の裁判で述べたように、閲覧請求について憲法の趣旨を尊重すべきであるといふことは、法的な権利義務関係として反映するが、このことは所個のものと考えられるが、最高裁判決を踏まへて次の行政決定が行われた(昭和五十年十一月五日)。これに伴ひ行政実例が変更されたので留意してはしい。

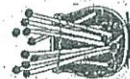
○会費の閲覧請求について

四 地方自治法第二十三条の会費の閲覧請求があつた場合、特段の事情のない限りその請求に応じなければならないとするが、どう

が。

答 意見の通り。
昭和二十三年五月十二日付福岡県総務部長あて行政実例及び昭和二十九年十一月二十五日付高崎県総務部長あて行政実例は変更されたとの通知されたい。

(理由) 昭和五十年四月十五日最高裁判所(第三小法廷)は、「地方自治法は、地方議会の会費について公開の原則を採用し、議事の公開には当然に会費の閲覧請求権の承認を含むのであるから、普通地方公共団体の住民は法令上明文の規定の有無にかかわらず、会費の閲覧請求権を有するものであり、議長は特段の事由がない限り住民の閲覧請求を拒み得ない」との原裁判(昭和四十九年十月三十一日付仙台高等裁判所第一審は、昭和四十四年十一月十七日付福島地裁判決)を支持する判決を下した。



自治雑記

小林 与三次

行政のいろは・財政のいろは(その五)

5 サークルズの計算、負担の計算(その2)

施設行政について、サークルズを計算するには、施設の建設整備が、もつとも効果的、経済的に行われるかどうか、第一である。このことは、前号において述べた。まず、住民のために必要な施設そのものが建設整備されないことには問題にならないのだが、それは資金的にも技術的にも、大変なことだ、そのこと自体が政治行政上の大きな問題である。しかしながら、施設の建設整備自体は、あくまでも手段である。それだけでは、住民に役立つものではない。造ることは大仕事であるが、造ること自体ではなく、造ったものを、もつとも役立つように住民の利用に供することが、その目的である。管理供用がいかに行われるか、そこに初めて、施設行政の価値が問われる。

施設の管理供用を全からしめるが、施設の維持管理、保全が行き届き、その供用に万全を期する。その供用

法制執務の基礎から応用までの
あらゆる疑問にこたえる

ワークブック 法制執務

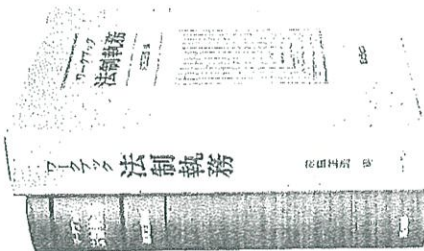
前田正道/編(内閣法制局総務主幹) A5・¥3,000(〒240)

執筆者

内閣法制局参事官 梅田晴亮 内閣法制局参事官 迫田泰章
内閣法制局参事官 工藤敦夫 内閣法制局参事官 倉橋秀雄

- 法令の立案から公布までの経過を追いながら、320問の豊富な事例により法令に関するあらゆる疑問を問答式に解明。
- 法令審査の専門官と法令の“ぎょうせい”に寄せられた法令に関するあらゆる疑問を解明。
- エニークな(キーワード)索引で、法制執務のいかなる疑問にも直結。

ぎょうせい



地方自治法施行規則の一部改正(給与費明細書)	1
地方自治法施行令の一部を改正する政令	3
当面の土地開発公社等の業務運営等について	4
地方自治法施行規則の一部改正(給与費明細書)	10
第十六次地方制度調査会会報	12
公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について	6
地方自治法施行規則の一部を改正する省令	5
地方自治法施行規則の一部改正(給与費明細書)	7
第十六次地方制度調査会会報	8
公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について	9
地方自治法施行規則の一部を改正する省令	11



編集後記

◇十二月になりました。月日のたつのは早いものといわれますが、まさに昭和五十年も過ぎ去ろうとしております。本年もいろいろの事件、問題がこり、すでに時間の彼方に埋没してしまっているものも少なくありません。ところで、今年もいろいろの事件、問題がこり、すでに時間の彼方に埋没してしまっているものも少なくありません。ところで、今年もいろいろの事件、問題がこり、すでに時間の彼方に埋没してしまっているものも少なくありません。

一月刊「地方自治」50年12月号(第337号) 二四四
昭和50年12月1日印刷 編集者 地方自治制度研究会
昭和50年12月5日発行 (自治体行政委員会)
臨時定価 320円 24円
送料 24円
年刊誌料 3,600円
前金1年分概算 3,600円
(印刷所) 株式会社 行教学会印刷所
電話 (571) 2125 (代電)
本社 東京都中央区銀座7の4の12
(郵便番号 104)
支店 東京都中央区銀座7の4の12
(郵便番号 104)
電話 (268) 2141 (代電)
(郵便 東京9-161号)